

議案第 49 号

明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和４７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
（対象者） 第２条 （略） ２ （略） ３ 第１項第２号アに規定する所得割の額の算定方法は、次に掲げるものを除くほか、地方税法の定めるところによる。 （１） 地方税法第314条の７、<u>附則第５条の４第５項</u>及び附則第７条の２第４項の規定の適用はないものとする。 （２） （略） 以 下 略	（対象者） 第２条 （略） ２ （略） ３ 第１項第２号アに規定する所得割の額の算定方法は、次に掲げるものを除くほか、地方税法の定めるところによる。 （１） 地方税法第314条の７、<u>附則第５条の４の２第５項</u>及び附則第７条の２第４項の規定の適用はないものとする。 （２） （略） 以 下 略
備考 １ 改正部分は、下線の部分である。 ２ 改正の欄に「（削 る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。 ３ 現行の欄に「（新 設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本案は、地方税法の一部改正に伴う規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。